

## 本年10月11日以降の訪日外国人観光客の受入れに関する取扱い等について

### 1. 本措置の概要について

本年10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

#### (1) 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除する。

#### (2) 査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用を再開する。

#### (3) 検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととする。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとする。

#### (4) 入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととする。

#### (5) 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。

#### 【添付資料】

別紙1：水際措置の見直しについて（令和4年9月26日 内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）

別紙2：水際対策強化に係る新たな措置（34）（外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し）（令和4年9月26日）

### 2. 1. (1) に係る措置の適用開始日の考え方について

外国人観光客の新規入国について、受入責任者となる旅行業者等による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととし（受入責任者制度の廃止）、併せて、パッケージツアーに限定する措置を解除（個人旅行の解禁）する措置については、令和4年10月11日0時以降に適用開始することとし、10月11日0時よりも前に入国している外国人観光客であっても、同日同時刻からは受入責任者は不要とする。

なお、受入責任者が不要となることに伴い、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」は10月11日0時をもって廃止する。

3. 本措置に伴う訪日外国人観光客に対する周知協力をお願いについて

貴協会等においては、以下の内容について、傘下会員又は関係団体等に周知いただきたい。

(1) 基本的な感染防止対策

- ・我が国における基本的な感染防止対策や場面に応じた適切なマスクの着用について、別紙3～5の資料等を活用して、周知いただきたい。

【添付資料】

別紙3：個別感染防止策のリーフレット例（日・英）

別紙4：新しい旅のエチケット（日・英）

別紙5：屋外・屋内でのマスク着用について（日・英）

(2) 訪日外国人観光客の病気・怪我の際の対応フロー **※調整中**

- ・訪日外国人観光客から病気・怪我の対応について相談があった場合は、その対応フローについて、別紙6の資料を活用して周知いただきたい。
- ・当該対応フローの通り、訪日外国人観光客が円滑に都道府県の外国人専用窓口などの関係機関に相談・受診できるよう、必要な支援について協力いただきたい。

【添付資料】

別紙6：日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー（日・英）

（別紙6は10/7より以下のサイト\*からダウンロードが可能です）

(3) 民間医療保険加入の推奨（旅行業のみ）

- ・訪日外国人観光客に対して、新型コロナウイルスに関する医療費を補償対象に含み、かつ、十分な補償・サービスを備えた民間医療保険への加入について、貴傘下会員の旅行業者等が加入することを含め、訪日外国人観光客へ強く推奨するよう協力いただきたい。また、日本滞在中の訪日外国人観光客から、体調不良や新型コロナウイルス陽性判明等の相談があった場合には、濃厚接触者の特定等に協力するよう努める旨も、併せて周知いただきたい。

【添付資料】

別紙7：民間医療保険の加入勧奨用ツール（日・英）

※別紙3～7については、以下のサイトからもダウンロードが可能。

観光庁 HP『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03\\_000076.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html)

（上記サイトでは別紙3・4・6・7の英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語版、別紙5の英語版を掲載しています。）

（災害時の訪日外国人対応に係るツール等も掲載しているので、活用いただきたい。）

(4) Visit Japan Web\*<sup>1</sup>への事前登録（旅行業のみ）

- ・日本への入国手続きをスムーズに行うため、ファストトラック\*<sup>2</sup>の使用について、訪日外国人観光客に対する周知へ協力されたい。Visit Japan Web からファストトラックにリンクしています。

なお、11月から、ファストトラックは、Visit Japan Web に統合予定。詳細については、追って連絡する。

**【添付資料】**

別紙8：Visit Japan Web とファストトラックについて

別紙9：ファストトラックの利用について

- ※1 Visit Japan Web：デジタル庁が提供する海外からの入国者（海外から帰国する日本人も含む）が入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス。
- ※2 ファストトラック：海外から日本へ入国する方々に対して空港検疫で実施している手続の全部又は一部を、アプリ（MySOS）又はWEB（MySOS Web）上で日本入国前に済ませることができるもの。